

国見町条例第8号

国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国見町国民健康保険税条例（昭和34年国見町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「いう。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「並びに」を「及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第4項中「及び」を「並びに」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条の2第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「3」の次に「、第9条の7」を加える。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第9条の3の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.27を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円と

する。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改め、同条第2項中「第2項」を「第1項」に改め、同条第3項中「第2条第1項」を「同項」に改める。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「(当該減額して得た額)を削り、「並びに」を「、」に改め、「)」を削り、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (一) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円
- (二) 特定世帯 280円
- (三) 特定継続世帯 420円

第23条第1項第2号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被験者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1

人について 50 円

ケ 国民健康保険の被験者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(一) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400 円

(二) 特定世帯 200 円

(三) 特定継続世帯 300 円

第 23 条第 1 項第 3 号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 240 円

ク 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）

1 人について 20 円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(一) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160 円

(二) 特定世帯 80 円

(三) 特定継続世帯 120 円

第 23 条第 2 項第 1 号中「は、」を「 」に改め、「とする。」を削り、同項第 2 号中「は、」を「 」に改め、「とする。」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号キに規定する金額を減額した世帯 180 円

イ 前項第 2 号キに規定する金額を減額した世帯 300 円

ウ 前項第 3 号キに規定する金額を減額した世帯 480 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600 円

第 23 条第 3 項各号列記以外の部分中「及び」を「、」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び 18 歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第 1 号中「3 か月」を「3 月」に改め、同項第 6 号中「 」を削り、同項に次の 3 号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 4 の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 5 の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、そ

の減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第23条の2中「2」の次に「第1項」を加える。

第24条ただし書中「法第317条の2第1項」を「同項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)」に改める。

第24条の3第1項第3号中「出産」の次に「の」を加え、同項第5号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同条第2項第1号中「出産」の次に「の」を加え、同項第3号中「の」を「に」に、「による」を「する」に改め、同条第3項中「出産」の次に「の」を加え、「予定月」を「予定日」に、「6か月」を「6月」に改め、同条第4項中「は」を「が」に改める。

附則第2項中「第1項」を削り、「同項」を「同条第1項」に改め、「総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「」を削る。

附則第3項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加え、「第1項」を削り、「同3」を「第3条」に改める。

附則第4項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加え、「第1項」を削り、「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加える。

附則第6項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加え、「第1項」を削る。

附則第7項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加え、「第1項」を削る。

附則第8項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加え、「第1項」を削る。

附則第9項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加え、「第1項」を削る。

附則第10項及び第11項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附則第12項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加え、「第1項」を削る。

附則第13項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加え、「第1項」を削り、「適用については、」の次に「第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、」を加える。

附則第14項中「27条」を「第27条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の国見町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。